

全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和 8 年 7 月 15 日
北 海 道

項 目	内 容	備 考
1 警報発表 事由等	(1) 交通死亡事故発生状況 ① 令和 8 年 7 月 12 日（日） 苫小牧市木場町 4 丁目 1 番（市道） 出会い頭衝突（軽四乗用×大型貨物） 死者 1 人（軽四乗用 女性） ② 令和 8 年 7 月 12 日（日） 札幌市白石区菊水元町 2 条 1 丁目 3 番（市道） 車両対人（普通乗用×歩行者） 死者 1 人（歩行者 女性） ③ 令和 8 年 7 月 13 日（月） 札幌市白石区東米里 2544 番地（道道） 出会い頭衝突（軽四乗用×普通乗用） 死者 1 人（軽四乗用 男性） ④ 令和 8 年 7 月 14 日（火） 札幌市手稲区富丘 2 条 4 丁目 1 番（国道） 出会い頭衝突（普通乗用×自転車） 死者 1 人（自転車 男性） ⑤ 令和 8 年 7 月 14 日（火） 野付郡別海町野付 106 番地（道道） 車両単独事故（大自二×鹿） 死者 1 人（大自二 男性） (2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数及び死者数が 3 日間で 5 件 5 名となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、7 月 15 日に北海道知事名で全道交通死亡事故多発警報を発表しました。	※ 全道の警報発表基準 ・ 3 日間で 5 件以上 ・ 3 日間で 2 件以上で 6 人以上 ※ 本年の全道警報は 1 回目 （前回 令和 7 年 12 月 12 日～12 月 18 日 前々回 令和 7 年 9 月 18 日～9 月 20 日）
2 警報期間	令和 8 年 7 月 15 日（水）～7 月 22 日（水）までの 8 日間	
3 各機関による推進事項	(1) 北海道 ・ 関係機関・団体への周知 ・ 関係団体等と連携した啓発活動の実施（高齢者に対する夜光反射材の配布や自転車指導等を強化） ・ SNS 等の広報媒体を活用した広報活動の実施 ・ ホームページによる広報 (2) 市町村 ・ 広報車等を活用した地域住民への周知 ・ 公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・ 交通指導員等による街頭指導の強化 ・ 交通関係機関・団体と合同のバトライト作戦の実施 (3) 北海道警察 ・ 交通指導取締り活動の強化 ・ 幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・ 交通安全情報の発信 ・ 道路情報板（小型情報板）を活用した地域住民への周知 ・ 交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路情報センターへの情報提供 (4) 道路管理者 ・ 道路情報提供板による警報周知	
4 運転者等への注意喚起のお願い	○ ドライバーに対して ・ 前方をよく見ながら運転し、夜間はハイビームを活用して歩行者にも十分注意すること ・ 脇見運転、スマートフォン等を使用しながらの運転はしない ・ 交差点では、信号に従い、また、一時停止で必ず停止し、確実に安全確認 ○ 歩行者に対して ・ 道路横断時は、横断歩道を横断し、左右をよく見て、周囲の安全を確認すること ・ 信号機がある横断歩道では信号を守って横断すること	